

# 佐久市協働のまちづくり推進会議 次第

令和5年6月29日（木）  
午後1時30分～  
佐久市役所5階 501会議室

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 会議事項

- (1) 令和4年度佐久市まちづくり活動支援金優良事業審査について
- (2) 佐久市の協働事業について

## 4 その他

## 5 閉会

## 佐久市まちづくり活動支援金優良事業表彰に係る内規

令和2年8月27日

決裁

## 1 目的

この内規は、佐久市まちづくり活動支援金を活用して実施された、市民参加型市政の実現に有効な取組と認められる事業を表彰することにより、地域が抱える様々な課題について、市民が自主的かつ主体的に取り組む機運を醸成し、協働のまちづくりを促進することを目的とする。

## 2 表彰の種類

- (1) 最優秀賞 : 優秀賞の最上位事業 1件
- (2) 優秀賞 : 審査基準を上回った事業全て

## 3 表彰対象事業

前年度「佐久市まちづくり活動支援金」の補助を受けた事業とする。

## 4 表彰事業を選定するための書類

- (1) 表彰事業を選定するための書類は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 佐久市まちづくり活動実績報告書 様式第4号（第12条関係）
  - イ 佐久市佐久っと支援金事業収支決算書（兼支援金額計算書）別記様式第4号（6の2関係）
  - ウ 佐久市駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業収支決算書（兼支援金額計算書）別記様式第4号（6の2関係）
  - エ 佐久市佐久っと支援金事業自己評価報告書 別記様式第5号（6の2関係）
  - オ 佐久市駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業自己評価報告書 別記様式第5号（6の2関係）
  - カ 事業実施状況の分かる関係書類や成果物等
  - キ その他市長が必要と認める書類

## 5 表彰事業の審査

審査に当たっては、前項に定める事業実績を踏まえ、佐久市協働のまちづくり推進会議において佐久市まちづくり活動支援金優良事業表彰審査基準により定める。

（裏面へ）

## 6 表彰の方法

市長は、前項において審査し、決定された最優秀事業者及び優秀事業者に対し、賞状と記念品を授与する。

## 7 表彰の時期

表彰の時期は、佐久市協働のまちづくり推進会議において決定する。

## 8 表彰の回数

- (1) 表彰は、単年度ごとの事業に対し行う。
- (2) 優秀賞については、回数の制限は設けない。
- (3) 最優秀賞は同一事業（※1）について1回とする。

※1 佐久市まちづくり活動支援金は同一事業に対し、最長3回まで交付することができる。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

この要領は、決裁の日から施行する。

## 佐久市まちづくり活動支援金優良事業表彰審査基準

## 1 趣旨

佐久市まちづくり活動支援金を活用して実施した事業について、佐久市まちづくり活動支援金優良事業表彰に係る内規（以下「優良事業表彰」という。）5の表彰事業の審査のための基準を定めるものとする。

## 2 審査員

審査員は、「佐久市協働のまちづくり推進会議」の委員とする。ただし、審査員又は審査員の同居の親族が所属する団体が応募した場合には、当該審査員は当該団体の審査をすることができない。

## 3 表彰事業の評価

優良事業表彰の表彰事業を選定するための書類により審査する。

## 4 審査基準

(1) 評価項目及び着眼点は、次に掲げるとおりとする。

- ア 公益性 不特定多数の者（地域住民）にとって利益のある事業だったか
- イ 独創性 発想の豊かさや創意工夫された活動であったか
- ウ 波及性 市内へ事業の取り組みが広がっていく事業だったか
- エ 有効性 目標が達成でき、事業計画及び事業費も適正であったか
- オ 自立性 今後も活動継続ができる自立した団体として期待できるか

(2) 評価の採点は、「佐久市まちづくり活動支援金事業」表彰評価シートにより行う。

(3) 評価の配点は、前号の審査基準ごとに次に掲げるとおりとする。

- |            |    |
|------------|----|
| ア 非常に優れている | 5点 |
| イ 優れている    | 4点 |
| ウ 適当である    | 3点 |
| エ やや劣る     | 2点 |
| オ 劣る       | 1点 |

(4) 表彰事業の決定は、次に掲げるとおりとする。

- ア 審査員1人当たりの平均点数が18点以上の事業を優秀賞とする。
- イ 優秀賞の最上位事業を最優秀賞とする。
- ウ 同点の場合は、出席委員の多数決により決定する。
- エ さらに同点の場合は、会長が決定する。

## 5 審査結果の公表

審査結果は、審査会で発表するとともに、後日、決定された事業をホームページで公表する。ただし、いずれの場合も審査員個人の評価点数は公表しない。

## 令和4年度 佐久市まちづくり活動支援金 活動実績報告書一覧

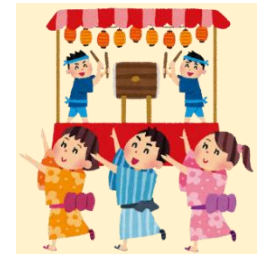
書類番号	事業名・団体名
①	常和を元気にする復興まちづくり事業 (常和区)
②	ド根性 さくっこ事業～笑顔 SaKu 体験から学びへ～ (SaKu Kids 応援隊)
③	紅雲台区50年の歴史を編む～持続可能な街づくりを目指して～ (紅雲台区50周年記念事業推進委員会)
④	カフェ事業 (大人と子どもの青空カフェ)
⑤	大人の学び場「暮らしの学校」事業 (大人と子どもの青空カフェ)
⑥	旧大沢小学校魅力アップ事業 (大沢地区文化財保存会)
⑦	孤立という病を地域で改善する社会的処方実験プロジェクト (特定非営利活動法人うすだ美図)
⑧	親子で木もれびサロン (親子で木もれびサロン)
⑨	「さあ みんなで伝承しよう ふる里の民謡」 復活再現DVD 作成事業 (ふる里の民謡伝承塾)

※令和4年度に交付決定した「サクシノブカツ」(サクシノブカツ)につきましては、団体側の事情により、交付決定取消となりました。

## 佐久市の協働事業について



協働のまちづくりを  
推進するために



## 協働事業調査の実施

例年4月に前年度における市民等と市との協働事業に関する調査を庁内各課へ依頼。協働に関する取組事例を把握し、協働のまちづくりの促進について検討する資料とする。

## 協働事業の公表

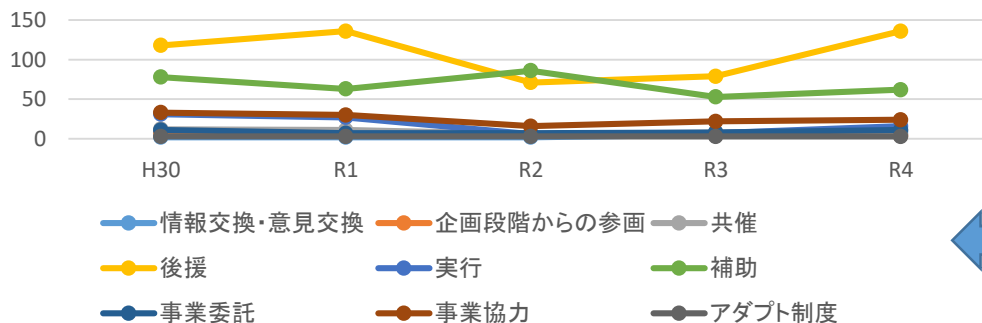
協働の原則のひとつ、公開の原則に基づき、取組事例について市ホームページ上で公開する。

## R4 協働事業について

協働事業の件数は、台風やコロナの影響を受けてR2では大きく件数が落ち込んだが、R4は中止となっていたイベント等が感染対策を徹底しながら徐々に再開し、「後援」は大きく増加、「企画段階からの参画・政策提案」以外は全て件数が増加した。

調査結果の詳細 ☞ 資料5「令和4年度 市民等と市との協働事業の状況」、資料6「令和4年度 市民等と市との協働事業一覧表」(佐久市ホームページにて公表しています。)

協働事業 区分ごとの推移



協働事業 全体の件数

年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	296	288	201	191	273
前年比	33	△8	△87	△10	82

R4は感染対策を徹底しながらイベント等を実施するケースが増え、行事後援の件数を始め、それぞれの区分でコロナ前の件数に戻つつある。

## 課題について

- ・コロナ禍で感染対策のために接触の機会を減らしたり、時間を制限しながら事業実施する中で、「意見交換の場が少なかった」「参加者が少なかった」等の課題がみられたが、今後、コロナ前の状況に戻っていく中で改善が図られるものと想定できる。
- ・コロナ前の状況に戻つつあるが、コロナの影響で活動が制限された期間も長く、コロナ前から課題となっている「参加者の固定化」「担い手の高齢化・減少」などに拍車がかかっている状況が懸念される。

※例として、「避難所開設・運営訓練」では、R4においては中込地区の市民の皆様との協働で実施されているが、市民の皆様と職員との接触の機会が少なく、意見交換の場が少なかったとの課題が挙げられている。また、各種講座でコロナの影響で参加者・来場者が減少したとしている。

※補助・助成の区分では利用団体や補助対象事業への参加者が固定化している、また、アダプト制度では新規参入がないなどの課題が挙げられており、コロナ前からの課題を引き続き抱えている事業がある。

## 今後の取組について

- ・市民や行政、様々な主体が交流・対話して一緒に取り組む機会を増やせるよう、協働の考え方や事例について情報発信するほか、実践を促していく。
- ・より広く協働のパートナーを募るため、協働事業の制度や実績についての情報提供の強化を図る。

## 第二次佐久市協働のまちづくり計画（計画期間：令和4年度から令和8年度まで）



### 目指す姿

まちづくりに関わる全ての主体が、互いの役割を理解し、それぞれの強みを生かしながら、一緒に考え、行動することで、誰もが安心して幸せを感じながら住み続けられるまち

### 目指す姿に近づくために

「企画段階からの参画・政策提案」や「意見交換・情報交換」など、市民と行政と一緒に考え、行動する取組を促進し、市民がまちづくりに参加する機会を増やしていきます。

# R4 市民等と市との協働事例

## 地域みんなで取り組む

R4の注目事業

### 地域防災マップ作成支援事業



担当課	危機管理課
協働形態	情報交換・意見交換
協働のパートナー	市内38区の市民の皆さん

市が作成した既存の防災マップに掲載されない、その地域だけで起きた災害の情報が記載された独自の「地域防災マップ」を、地域住民と市が協働で作成し、災害時の避難行動の指標とすることで地域防災力の向上を図る。

## 市民と行政の協働を促進するために

市民活動サポートセンターの取組から

### 交流会や講座で市の担当課と協力

#### 【出前講座×さくさぼ】

市の課題を知ってもらい、近い距離で意見交換を！  
 (左:空き家について 移住交流推進課・建築住宅課)  
 (右:市の財政について 財政課)



#### 【カフェさくさぼ】

テーマごとに担当課が協力、交流会に参加  
 (右:障がい 福祉課、下左:LGBTQ+ 人権同和課、下右:異文化交流 移住交流推進課)



## 市民参加でより良い計画を

### 第二次佐久市環境基本計画改定業務



計画の改定に当たり、佐久平女性大学、市内高校生とワークショップを開催。環境に関するアイデアや施策について意見を募った。

担当課	環境政策課
協働形態	情報交換・意見交換
協働のパートナー	佐久平女性大学 学生 市内高校生



## 令和4年度 市民等と市との協働事業の状況

### 1 協働事業の状況

令和4年度の協働事業数は、272件です。

区分	情報交換 意見交換	企画段階 からの参 画・政策 提案	共催	後援	実行 委員会	補助 助成	事業 委託	事業 協力	アダ プト 制度
件数	7	4	10	136	15	62	11	24	3

協働形態の区分は以下のとおりです。

No.	形態	内容	効果
1	情報交換・ 意見交換	パートナーと行政が、それぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用する協働形態です。	専門的で高度な情報を得ることができます。また、地域の課題や市民の声の的確に把握できます。お互いに情報を共有し合うことにより、それぞれの事業内容を充実させ幅を広げることができます。
2	企画段階から の参画、 政策提案	パートナーが持つ専門知識や技術、地域に密着した活動から生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる協働形態です。 (例) 各種計画などの策定に係る委員会など	市にはない独創性がある発想や考え方を施策に取り込むことができます。また、市民も市政へ積極的に参画する意識が生まれます。
3	共催	パートナーと行政が共に主催者となって事業を行う協働形態です。 (例) シンポジウム、講演会、講座など	お互いが対等の立場で、企画段階から話し合いを重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。

4	<b>後援</b>	<p>パートナーが実施する事業の公益性を認め、支援するため後援名義の使用許可を行う協働形態です。</p> <p>(例) シンポジウム、講演会、講座など</p>	<p>事業に対する理解や関心、社会的信頼が増すことが期待できます。</p>
5	<b>実行委員会形式による事業運営</b>	<p>パートナーと行政が実行委員会や協議会を構成し、主催者となり事業を行う協働形態です。</p> <p>(例) 観光イベントなど</p>	<p>企画段階から協働することにより、お互いの責任分担や経費負担が明確になります、また、それを決めるために話し合いをすることで情報の共有化、信頼関係の構築が図られます。</p>
6	<b>補助・助成・物的支援による事業執行</b>	<p>パートナーが行う事業に対して財政的な支援などを行うことで公益を実現する協働形態です。</p> <p>(例) 補助金による支援など</p>	<p>事業の実施主体であるパートナーの自主性、自立性が尊重されます。</p>
7	<b>事業委託</b>	<p>行政が責任を持って担うべき事業をパートナーの特性を活かして、より効果的に実施するため、パートナーに委託する協働形態です。</p> <p>(例) 公の施設の管理運営など</p>	<p>パートナーが持つ特性が発揮されることで、行政にはない創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。</p>
8	<b>事業協力</b>	<p>パートナーと行政がお互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係で協力しながら事業を実施する協働形態です。</p>	<p>双方の特性が発揮できます。また、話し合いの機会が増えることでパートナーとの深い信頼関係が構築できます。</p>
9	<b>アダプト制度</b>	<p>パートナーが公共施設の「里親」となり、美化活動や施設の現状を市へ報告し、行政は保険加入や物品の支給などを行う協働形態です。</p>	<p>市民自治の推進と地域コミュニティの活性化が期待できます。また、市民一人ひとりの美化意識が向上します。</p>

## 2 用語の定義（本調査における定義）

### （1）【協働】

「協働」とは、市民等と市が相互に理解し、違いを認め合った上で、自立した対等なパートナーとして、それぞれの資源や能力等を持ちより、共通の目標や課題解決に向けて連携・協力することをいいます。

### （2）【協働事業】

「協働事業」とは、市民等（パートナー）と市が、双方の知識・技術・経験を持ち寄り、効果的に実施することで、市民の参加が期待でき、かつ、市民へのサービスの質と量が向上する事業をいいます。

### （3）【協働のパートナー】

本調査における「協働のパートナー」とは、①市民、②民間非営利組織、③継続的に社会貢献のために活動している企業などをいいます。

### （4）【民間非営利組織】

「民間非営利組織」とは、個々の自主的な参加に基づき、あらゆる分野における様々な課題に対し、営利を目的としない（非営利）で取り組む組織のことをいいます。

「非営利」とは、利益を自ら掲げる社会的使命のための活動に再投資し、団体の構成員の間で配分しないということです。無償で活動するという意味でなく、また収益事業を行うことや利益を発生させることをしないという意味ではありません。

具体的には、次のとおりです。

ア NPO法人（特定非営利活動法人）

イ ボランティア団体、市民活動団体などの任意団体

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人など各法律で定められた公益的法人

エ 自治会・町内会などの地縁型団体

オ 女性団体、育成会等の公益的団体（PTA、青少年育成団体、シニアクラブなども含む。）

カ 生活協同組合、農業協同組合、経済団体などの共益団体（団体の構成員を対象とし、福利厚生や相互救済等を目的とする団体）

# 令和4年度 市民等と市との協働事例 一覧表

(協働形態の区分ごとの表示)

資料 6

## 【情報交換・意見交換】

番号	事業名	事業内容	協働のパートナー		具体的な役割分担		担当部	担当課	担当係	備考
			区分	団体等の名称	市の役割	パートナーの役割				
1	避難所開設・運営訓練	災害時と同様に職員が避難所の開設及び運営を再現する訓練に住民が避難者役として体験することで、職員、市民の避難所に対する相互の理解を深め、意見交換などを通じてより良い避難所環境の改善を図る。	⑦市民	中込地区 40区	防災知識の普及と避難所の開設・運営手順の確認	訓練を通じての感想や気になった点などを職員と意見交換する。	総務部	危機管理課	危機管理係	
2	地域防災マップ作成支援事業	市が作成した既存の防災マップに掲載されない、その地域だけで起きた災害の情報が掲載された独自の“地域防災マップ”を、市と地域住民が協働で作成し、災害時の避難行動の指標とすることで地域防災力の向上を図る。	⑦市民	市内38区	防災意識の普及のためのワークショップの開催	地域の防災情報の提供、マップへの書込み	総務部	危機管理課	危機管理係	
3	国際交流ネットワーク佐久	文化が異なる人々との交流を通じ相互理解を深め、地域の国際化を促進するための活動の母体となり各種事業を企画・運営する。	②ボランティア団体・市民団体	国際交流団体	事務局、事業のPR	事業を企画・運営	企画部	移住交流推進課	交流推進係	
4	第二次佐久市環境基本計画改訂業務	第二次佐久市環境基本計画の改訂にあたり、高校生を対象としたワークショップを開催。市内の環境や、環境に関するイベントのアイデア、環境に関する情報の発信の方法について意見を募った。	⑦市民	市内の高校に通学する高校生	ワークショップの開催、意見聴取	事業に対する意見、提言等	環境部	環境政策課	環境政策係	
5	第二次佐久市環境基本計画改訂業務	第二次佐久市環境基本計画の改訂にあたり、佐久平女性大学でワークショップを開催。基本目標を達成するための具体的な施策について意見を募った。	⑦市民	佐久平女性大学	ワークショップの開催、意見聴取	事業に対する意見、提言等	環境部	環境政策課	環境政策係	
6	地域包括ケア協議会	第1層は市が設置する地域包括支援センター運営協議会において、第2層は6つの日常生活圏域ごと地域包括支援センターに協議会を設置し、高齢者を地域で支えるための課題について検討する	⑨その他	地域にある高齢者支援にかかる関係機関の代表	情報提供、地域課題を政策形成に反映	地域資源の開発、高齢者支援に対する意見、提言等	福祉部	高齢者福祉課	高齢者支援係	
7	佐久市青少年健全育成事業	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書等を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成を図る。	⑦市民	佐久市青少年健全育成審議会	事務局	事業に対する意見、提言等	社会教育部	生涯学習課	青少年係	

## 【企画段階からの参画・政策提案】

番号	事業名	事業内容	協働のパートナー		具体的な役割分担		担当部	担当課	担当係	備考
			区分	団体等の名称	市の役割	パートナーの役割				
1	子ども議会	市内小中学生に議場で質問していただき、市長・教育長が答弁する。子どもならではの発想に基づいた意見・提案をいただき、今後の市政へ反映させていく。	⑦市民	市内小中学校25校を隔年で半分ずつ実施。R4は中学校4校と小学校8校の各代表児童・生徒12名が子ども議員として質問。	事業の企画・運営	児童・生徒の目線からの率直な意見・提案	企画部	広報広聴課	広聴市民活動係	
2	中部横断自動車道の建設促進	中部横断自動車道の早期建設促進及び全国女性みちづくりネットワーク等その他団体との連絡提携	②ボランティア団体・市民団体	佐久女性みちの会	事務局	事業の企画・運営	建設部	道路建設課	高速交通係	
3	県民佐久運動広場再整備に係るワークショップ	県民佐久運動広場跡地の再整備に係る実施設計を進めるにあたり、ワークショップを開催し、参加者が当事者として、広場に求めることについて意見交換を行った。	⑦市民	当事者となりえる市民	事務局	事業に対する意見、提案等	建設部	都市計画課	まちづくり推進係	
4	比田井天来・小琴顕彰佐久全国臨書展	比田井天来・小琴顕彰 佐久全国臨書展を開催する。	①NPO法人	・NPO法人未来工房もちづき ・佐久市書道連盟 ・天来の会 3団体	事務局	事業に対する意見、提言等	社会教育部	文化振興課	文化施設係	

【共催】

番号	事業名	事業内容	協働のパートナー		具体的な役割分担		担当部	担当課	担当係	備考
			区分	団体等の名称	市の役割	パートナーの役割				
1	「サクっとたんぱく摂ろうDay」食育イベント	食育イベントの開催	⑧企業	めざせ1日80g！たんぱく摂ろう会	イベントの企画・運営、参加者取りまとめなど	イベントの企画・運営、講師選定と調整、司会進行など	市民健康部	健康づくり推進課	保健医療政策係	
2	人権・男女共生フェスティバル	男女共同参画に関して理解や知識を深めていただくと共に意識の啓発を図るために開催する。	②ボランティア団体・市民団体	佐久市男女共生ネットワーク	事務局 事業の企画・運営及びPRなど	事業の司会進行、PR、参加など	市民健康部	人権同和課	人権教育男女共生係	
3	男女共同参画「市民フォーラム」	男女共同参画に関して理解や知識を深めていただくと共に意識の啓発を図るために開催する。	②ボランティア団体・市民団体	佐久市男女共生ネットワーク	事務局 事業の企画・運営及びPRなど	事業の企画・運営、参加者の取りまとめ、司会進行	市民健康部	人権同和課	人権教育男女共生係	
4	特定外来生物(オオキンケイギク)協働駆除作業	特定外来生物(植物)であるオオキンケイギクを、地元の岩村田高校の生徒と協働して抜き取り作業を実施する	⑦市民	岩村田高等学校	特定外来生物(植物)の講習、現地選定	特定外来生物(植物)の駆除作業	環境部	環境政策課	環境政策係	
5	わな猟講習会	わな猟に関する講義、実技講習	②ボランティア団体・市民団体	佐久市猟友会	事業の企画、運営、PR	事業の企画、運営、PR	経済部	耕地林務課	林務係	
6	みどりの教室	森林教室、クラフトづくり	⑨その他	佐久森林組合、南佐久北部森林組合	事業の企画、運営、PR	協賛	経済部	耕地林務課	林務係	
7	きのこの栽培教室	シイタケ・クリタケの駒打、栽培方法の講習	⑨その他	佐久森林組合	事業の企画、運営、PR	協賛	経済部	耕地林務課	林務係	
8	佐久市子どもまつり	令和4年7月3日市民創錬センターにてものづくりを通して、親子の絆を深め、指導者と子どもたちの世代間交流を図る(参加者名184名)	⑤女性団体、育成会、PTA、シニアクラブ等の公益的団体	・佐久市少年センター育成推進協議会 ・佐久市少年センター補導委員協議会	事務局	事業の運営 ものづくりのブースに配置、ジュニアリーダー研修生とともに指導者として教える。当日の受付、案内、後片付け等	社会教育部	生涯学習課	青少年係	新型コロナウイルス感染症の感染対策として、午前、午後各100名の合計200名の定員を設けて実施した。
9	武論尊100時間漫画塾	ふるさとの未来を担う人材を発掘・育成し、更なる地域の振興を図るため、佐久平交流センターにて漫画塾を開催	⑦市民	武論尊100時間漫画塾運営委員会	事務局	事業の企画・運営	社会教育部	生涯学習課	生涯学習係	
10	スポーツ、社会体育に関する大会・イベント	スポーツ、社会体育の振興に関する大会・イベントを開催する。	⑤女性団体、育成会、PTA、シニアクラブ等の公益的団体	スポーツ協会、大会開催団体【年間5件】	イベントの共同運営	イベントの企画・運営	社会教育部	スポーツ課	スポーツ推進係	

【後援】

番号	事業名	事業内容	協働のパートナー		具体的な役割分担		担当部	担当課	担当係	備考
			区分	団体等の名称	市の役割	パートナーの役割				
1	WISE in 佐久・軽井沢	地域課題の解決に向けた自由なアイデアを持ち寄り、若者・女性・多国籍な人材の協働によりアイデアをプロジェクトとして形にするまでのプロセス体験イベントに対し、後援し、広報協力を行った。	③公益的法人	一般社団法人JSIE	後援名義使用許可、チラシ配布協力	事業の企画・運営	企画部	広報広聴課	広聴市民活動係	
2	健康に関するイベント、講演会等	健康に関するイベント、講演会等の開催	⑨その他	健康に関する団体【年間9件】	後援名義使用許可	イベントの企画・運営	市民健康部	健康づくり推進課	保健医療政策係	
3	児童生徒及び保護者を主な対象とした学習・スポーツの振興に関する講演会・イベント・大会	児童生徒及び保護者を主な対象とした学習・スポーツの振興に関する講演会・イベント・大会の開催	⑨その他	自治体、NPO法人、市民団体等【R4実績29件】	後援名義使用許可	イベントの企画・運営	学校教育部	学校教育課	総務係	コロナウイルス感染拡大のため、中止・延期報告あり
4	青少年健全育成市民集会	令和4年11月23日市民創練センターにて講演会を開催し、青少年健全育成の推進を図る(参加者91名)	⑤女性団体、育成会、PTA、シニアクラブ等の公益的団体	・佐久市区長会 ・佐久市民生児童委員協議会 ・佐久市PTA連合会	事務局	事業の運営	社会教育部	生涯学習課	青少年係	
5	生涯学習の振興に期するイベント	生涯学習の振興に期するイベントの開催	⑤女性団体、育成会、PTA、シニアクラブ等の公益的団体	生涯学習の振興に期する団体【R4実績18件】	後援名義使用許可	イベントの企画・運営	社会教育部	生涯学習課	生涯学習係	
6	芸術・文化に関する行事等の後援	芸術・文化に関する行事・公演の開催	②ボランティア団体・市民団体	芸術・文化活動団体【25件】	後援名義使用許可	行事・公演の企画・開催	社会教育部	文化振興課	文化振興係	
7	スポーツ、社会体育に関する大会・イベント	スポーツ、社会体育の振興に寄与する大会・イベントを支援する。	⑤女性団体、育成会、PTA、シニアクラブ等の公益的団体	大会開催団体【年間50件】	後援名義使用許可	イベントの企画・運営	社会教育部	スポーツ課	スポーツ推進係	
8	第76回佐久美術展	佐久美術会会員と公募した美術作品の展覧会を開催する。	②ボランティア団体・市民団体	佐久美術会	後援名義使用許可	事業の実施	社会教育部	近代美術館	美術館係	
9	魔法の美術館2022	美術ファンだけでなく、普段美術館に足を運ばない方も、美術館の楽しさを知り、作品と遊びながらアート感覚を養える体験型アート展。	⑧企業	株式会社 長野放送	後援名義使用許可	事業の実施	社会教育部	近代美術館	美術館係	
10	第26回 岳澄展	野沢北高美術班OBと在校生による美術作品展。	②ボランティア団体・市民団体	岳澄会	後援名義使用許可	事業の実施	社会教育部	近代美術館	美術館係	

【実行委員会】

番号	事業名	事業内容	協働のパートナー		具体的な役割分担		担当部	担当課	担当係	備考
			区分	団体等の名称	市の役割	パートナーの役割				
1	臼田よいやさ	新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、花火の打ち上げのみ実施した。	②ボランティア団体・市民団体	臼田夏まつり実行委員会	事務局、事業の運営及びPR	事業を企画・運営	総務部	臼田支所	経済建設環境係	令和4年8月6日開催
2	浅科どどん祭り	千曲川浅科グラウンド周辺にて、魚のつかみどりや花火大会のほか様々なイベントを実施する。	②ボランティア団体・市民団体	浅科どどん祭り実行委員会	事務局、事業の運営及びPR	事業を企画・運営	総務部	浅科支所	経済建設環境係	R4イベント中止の為、代替イベントとして花火の打上のみ実施
3	国際交流フェスティバル	市民と市内在住の外国人の交流事業として、国際交流フェスティバルを開催する。 なお、コロナ禍により令和4年度はweb開催する。	②ボランティア団体・市民団体	国際交流フェスティバル実行委員会(市民グループ、ボランティアほか)	事務局、事業の運営及びPR	事業を企画・運営	企画部	移住交流推進課	交流推進係	
4	佐久市農産物青空マーケット	地産地消の推進のため、地元農産物の物産販売を行う。	②ボランティア団体・市民団体	佐久市農業祭実行委員会	事務局、事業の運営及びPR	事業を企画・運営	経済部	農政課	農業生産振興係	
5	佐久バルーンフェスティバル	熱気球大会の開催及び大会会場で様々なイベントを実施する。	②ボランティア団体・市民団体	佐久バルーンフェスティバル組織(実行)委員会	事務局、事業の運営及びPR	事業を企画・運営	経済部	観光課	観光振興係	新型コロナ感染拡大防止のため、規模縮小し開催
6	佐久鯉まつり	名産「佐久鯉」の振興と子どもの健やかな成長を願う市民まつりを開催する。	②ボランティア団体・市民団体	佐久鯉まつり実行委員会	事務局、事業の運営及びPR	事業を企画・運営	経済部	観光課	観光振興係	新型コロナ感染拡大防止のため、関係者により神事のみ実施
7	佐久高原コスモスまつり	国道254号線沿いでのコスモス鑑賞を実施する。	②ボランティア団体・市民団体	佐久高原コスモスまつり実行委員会	事務局、事業の運営及びPR	事業を企画・運営	経済部	観光課	観光振興係	新型コロナ感染拡大防止のため開会式中止、物産販売のみ実施
8	平尾山もみじ祭り	平尾山周辺においてふれあい動物園、ステージイベントなどを実施する。	②ボランティア団体・市民団体	平尾山もみじ祭り実行委員会	事務局、事業の運営及びPR	事業を企画・運営	経済部	観光課	観光振興係	
9	第20回わがまち佐久市民講座	市民が自信をもって「佐久」を紹介でき、全国に誇れる特色あるまちづくりを考える契機として、第20回を12/10(土)に開催。(来場者:159名)	⑥生協・農協等の共益団体	わがまち佐久市民講座運営実行委員会	事務局	事業の企画・運営	社会教育部	生涯学習課	生涯学習係	
10	佐久市ふるさと創生人材育成事業	次代を担う青少年の人材育成事業の一環として、交流を通して相互理解を深め、青少年の国際的視野を広げる。主な内容は、佐久市の中学生が海外に行く中学生海外研修及び、エストニアとモンゴルの子どもたちが佐久市に訪問する子ども交流研修を行う。	⑦市民	佐久市ふるさと創生人材育成事業実行委員会	事務局	事業を企画・運営、情報提供	社会教育部	生涯学習課	青少年係	
11	浅間地区公民館のつどい	令和5年2月18日(土)～26日(日)に展示発表のみ開催。 ※ステージ発表は中止	②ボランティア団体・市民団体	佐久市地公連浅間地区協議会・佐久市公民館浅間地区学習グループ連絡協議会	事務局	事業の企画・運営	社会教育部	生涯学習課	浅間公民館	
12	中込地区公民館のつどい	展示発表・体験教室開催:1/24(火)～2/22(水) ※ステージ発表中止(開催予定日:2/26(日))	②ボランティア団体・市民団体	佐久市地公連中込地区協議会・佐久市公民館中込地区学習グループ連絡協議会	事務局	事業の企画・運営	社会教育部	生涯学習課	中込公民館	
13	東地区公民館のつどい	令和5年2月18日(土)～19日(日)に展示発表。 令和5年2月18日(土)午後歴史講座開催。 ※ステージ発表は中止	②ボランティア団体・市民団体	佐久市地公連東地区協議会・佐久市公民館東地区学習グループ協議会	事務局	事業の企画・運営	社会教育部	生涯学習課	東公民館	
14	臼田地区公民館のつどい	令和5年3月4(土)～5日(日)展示発表 令和5年3月12日(日)ステージ発表	②ボランティア団体・市民団体	佐久市地公連臼田地区協議会・佐久市公民館臼田地区学習グループ活動推進協議会	事務局	事業の企画・運営	社会教育部	生涯学習課	臼田公民館	
15	浅科地区公民館のつどい	令和5年2月25日(土)、26日(日)に総合文化展(展示発表)を開催。 ※芸能文化祭(舞台発表)は中止	②ボランティア団体・市民団体	佐久市地公連浅科地区協議会・佐久市公民館浅科地区学習グループ活動推進協議会	事務局	事業の企画・運営	社会教育部	生涯学習課	浅科公民館	
16	第37回佐久平の美術展	地域の美術愛好家から広く作品を公募して美術展を開催する。	⑦市民	佐久平の美術展実行委員会	事務局	事業の企画運営	社会教育部	近代美術館	美術館係	

【補助・助成】

番号	事業名	事業内容	協働のパートナー		具体的な役割分担		担当部	担当課	担当係	備考
			区分	団体等の名称	市の役割	パートナーの役割				
1	区等活動費交付金事業	住民自治活動の推進や市との連携による住民福祉の向上のため、区等の諸活動に対する費用の一部を助成する。	④自治会等の地縁型団体	区（240団体）	区の育成及び支援	区活動の企画・運営	総務部	総務課	総務係	
2	佐久市防犯協会交付金事業	犯罪の防止と住民の自治防犯意識の高揚を図り、犯罪のない明るい社会を作ることとして活動する佐久市防犯協会に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。	⑨その他	佐久市防犯協会	佐久市防犯協会の育成及び支援	防犯に関する活動	総務部	総務課	総務係	
3	駒の里過疎対策プロジェクト支援金事業	地域が抱える多様な課題について、市民が自主・主体的に取り組む発想豊かで発展性のある公益的事業に要する経費に対し、活動支援金を交付する	②ボランティア団体・市民団体	ふるりの民謡伝承塾	事務局、事業の運営及びPR	事業の企画・運営	総務部	望月支所	総務税務係	
4	佐久っと支援金事業	地域が抱える多様な課題について、市民が自主・主体的に取り組む発想豊かで発展性のある公益的事業に要する経費に対し、活動支援金を交付する。	②ボランティア団体・市民団体	<7団体・7事業> 常和区・親子でこもれびサロン・Saku Kids応援隊・大人と子どもの青空カフェ・公益社団法人佐久青年会議所・佐久商工会議所・佐久平浅間小学校PTA)	事業実施団体に補助金を交付、事業に対する相談業務。優良事業について表彰を行う。	事業の企画・実施	企画部	広報広聴課	広聴市民活動係	
5	交通安全対策事業	季別交通安全運動期間等において、交通安全街頭指導等の啓発活動を行い、交通事故防止に資する各種活動を推進する。	③公益的法人	佐久交通安全協会 南佐久交通安全協会 川西交通安全協会	活動資金の負担、交通安全に関する情報提供、交通街頭指導所開設の企画	街頭指導等交通安全活動への参加、自主啓発活動の実施	環境部	生活環境課	生活公共交通係	
6	佐久市地域公共交通確保維持改善協議会	地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に関する協議の他、地域公共交通の利用促進に関する事業（イベントでのPR、啓発品作成、アンケート調査等）を市と連携して実施する。	③公益的法人	佐久市地域公共交通確保維持改善協議会	事務局	地域公共交通に関する施策の協議、検討、実施	環境部	生活環境課	生活公共交通係	
7	身体障害者福祉協会運営費補助	身体障害者福祉協会が行う事業（スポーツ大会・パソコン教室・余暇活動の実施、県社会福祉大会への参加等）に対する補助を通じて身体障害者の福祉向上を図る	⑤女性団体、育成会、PTA、シニアクラブ等の公益的団体	佐久市身体障害者福祉協会	事業広報と経済的支援	事業を企画・実施	福祉部	福祉課	障害福祉係	
8	手をつなぐ育成会補助	佐久市手をつなぐ育成会が行う事業に対する補助（共同作業センター管理運営、スポーツ大会参加、育成キャンプの実施等）を通じて知的障がい者の福祉向上を図る	⑤女性団体、育成会、PTA、シニアクラブ等の公益的団体	佐久市手をつなぐ育成会	事業広報と経済的支援	事業を企画・実施	福祉部	福祉課	障害福祉係	
9	障がい者等の集まりによる市民会館等の使用許可申請及び使用料減額（免除）申請	福祉課が障がいのある方等からの市民会館等の使用許可申請及び使用料減額（免除）申請内容等を審査し、使用料減額等を行う	⑦市民	障がい者の親の会など【年間46件】	会場の使用許可申請及び使用料減額（免除）申請	事業を企画・運営	福祉部	福祉課	療育支援係	
10	放課後児童クラブ補助金事業	児童の健全な育成を図るため、市内において放課後児童クラブ事業を実施する者に対し、その事業に要する経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付する。	②ボランティア団体・市民団体	ちびっこ元気クラブ ありんこクラブ	経済的支援	事業を企画・運営	福祉部	子育て支援課	子育て支援係	
11	チャイルドライン支援事業	子ども達の声に耳を傾け、発することがの奥にある気持ちを聴く、子どもに寄り添う電話「チャイルドライン」の設立を推進するため、事業を実施するNPO法人に対し、その事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。	①NPO法人	NPO法人チャイルドライン 佐久	財政支援	事業を運営	福祉部	子育て支援課	子育て支援係	
12	通所型サービスB	住民ボランティアの団体等が、利用者の心身の状態の維持改善を目的に、地域で定期的に介護予防につながる『通いの場』として、介護予防体操やレクリエーション活動等を実施する。	⑦市民	出て鯉サポーター、ゆうげん健康リーダークラブ	団体立上げ支援、教室運営支援	介護予防教室の運営	福祉部	高齢者福祉課	高齢者支援係	
13	訪問型サービスD	住民ボランティアの団体等が、通院や買い物、社会参加のための移動支援や移送前後の付き添い支援を実施する。	⑦市民	出て鯉サポーター	団体立上げ支援、教室運営支援	介護予防教室への送迎	福祉部	高齢者福祉課	高齢者支援係	



【補助・助成】

番号	事業名	事業内容	協働のパートナー		具体的な役割分担		担当部	担当課	担当係	備考
			区分	団体等の名称	市の役割	パートナーの役割				
14	地域緑化事業	地域団体等が、公共施設や公益施設を緑化する活動に対し、地域団体等からの申請を受け、花苗や資材等を購入し、申請団体へ支給する。	④自治会等の地縁型団体	区、老人クラブ、育成会、PTA地区支部等 22団体	花苗や資材等の支給、PR活動	地域ぐるみの身近な緑化活動の推進	建設部	公園緑地課	公園管理係	
15	臼田文化協会補助金事業	臼田文化協会に補助金を交付し、文化事業実施のための財政的な助成を行う。	②ボランティア団体・市民団体	臼田文化協会	経済的支援	事業の企画・運営	社会教育部	文化振興課	文化振興係	
16	佐久市芸術文化活動事業補助金事業	芸術文化活動の普及と充実を図り、市民が様々な芸術文化に触れる機会を拡充するため、市内の団体が実施する芸術文化に関する公演等の開催に要する経費に対し補助金を交付	②ボランティア団体・市民団体	芸術・文化活動団体【13件】	経済的支援	事業の企画・運営	社会教育部	文化振興課	文化振興係	
17	文化財保護事業	指定文化財の保存活動及び無形民俗文化財の後継者育成に対して補助金を交付する。 また、一部の文化財について、草刈り等清掃維持管理を保存会等に委託する。	②ボランティア団体・市民団体	岩尾城跡保存会・跡部踊り念仏保存会ほか 21団体	事業支援	事業の企画・実施	社会教育部	文化振興課	文化財保護係	
18	体育団体等支援育成事業	スポーツ協会活動に対して補助金を交付する。	⑤女性団体、育成会、PTA、シニアクラブ等の公益的団体	特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会【1件】	スポーツ団体育成等助成	事業の企画・実施	社会教育部	スポーツ課	スポーツ推進係	
19	スポーツ大会出場激励金交付事業	全国大会出場において激励金を交付する。	⑦市民	大会出場選手・団体【年間61件】	士気向上のため	市民のスポーツ活動と地域のスポーツ活動の推進	社会教育部	スポーツ課	スポーツ推進係	

【事業委託】

番号	事業名	事業内容	協働のパートナー		具体的な役割分担		担当部	担当課	担当係	備考
			区分	団体等の名称	市の役割	パートナーの役割				
1	市民活動サポートセンター事業	あらゆる分野の公益的な市民活動を支え、地域課題の解決を推進するため、センターを設置。情報収集・提供、相談・コーディネート、活動場所の提供を行うとともに、市民交流の「機会」を提供し、市民活動の活性化を図る。	①NPO法人	特定非営利活動法人長野県NPOセンター	センター運営後方支援(運営相談、管理業務)	センターの運営・管理受託	企画部	広報広聴課	広聴市民活動係	
2	佐久平地域まるごとキャンパス事業	佐久地域をキャンパスととらえ、高校生・大学生が地域の活動に参加し、課題の解決に向けて考え行動するプログラムを、市民活動団体等が提供する。この活動を通じて、高大生の地元への愛着心を醸成し、Uターンを考えるきっかけづくりとする。	①NPO法人	特定非営利活動法人長野県NPOセンター	事業実施の後方支援、広報協力等	事務局運営、団体と学生のコーディネート等	企画部	広報広聴課	広聴市民活動係	
3	ぴんころ食推進事業委託業務	ぴんころ食を地域、家庭、市内各地に普及する。地産地消及び食育の推進を図る。	②ボランティア団体・市民団体	佐久市食生活改善推進協議会	事務局・事業の企画・運営・PR	事業の実施	市民健康部	健康づくり推進課	健康増進係	
4	赤ちゃんの食事教室委託業務	8～9か月児を対象とした離乳食教室「もぐもぐできるかな」での試食調理	②ボランティア団体・市民団体	佐久市食生活改善推進協議会	事務局・事業の企画・運営・PR	事業の実施	市民健康部	健康づくり推進課	健康増進係	
5	男女共同参画社会学習会等開催事業	男女共同参画社会の実現を目指して、地域課題把握の自主的学習と、課題解決に向けた取り組みを行う。	②ボランティア団体・市民団体	パートナーシップ佐久	情報提供	イベントの企画・運営、講師選定と調整、参加者の取りまとめ、司会進行など	市民健康部	人権同和課	人権教育男女共生係	
6	障害者日曜学級開催委託料	障害児(者)の休日の活動促進と社会参加を進めるためレクリエーション等を実施	⑤女性団体、育成会、PTA、シニアクラブ等の公益的団体	佐久市手をつなぐ育成会	事業広報	事業を企画・実施	福祉部	福祉課	障害福祉係	
7	障がい者生活支援及び社会参加促進事業受託業務(佐久市障害者自立生活支援センター業務)	佐久市障がい者生活支援及び社会参加促進事業を行う佐久市障害者自立生活支援センター運営の業務委託	①NPO法人	ウィズハートさく	事業PR及び指導助言	事業を企画・運営	福祉部	福祉課	療育支援係	
8	子育て力向上事業教えて!ドクター	日常的に子どもが発症する病気の対処法や予防接種の時期などをまとめた佐久市版子どもの疾病対応テキスト「教えてドクター」の改訂版の作成、及び無料アプリケーションの更新を行う。近年流行がみられる疾病や子供の疾病に関して最新の情報を掲載し、より多くの保護者に小児疾病の特徴や基礎的知識を習得してもらい子育てに対する不安の軽減と子育て力の向上、併せて、不用意な医療機関受診の抑制と保護者の経済的負担軽減を目的とする。	③公益的法人	一般社団法人佐久医師会	業務委託	最新情報の作成、アプリ等の更新・保守、事業の普及・啓発	福祉部	子育て支援課	子育て支援係	
9	ジュニアリーダー研修環境美化奉仕活動	令和4年10月1日中込地区の千曲川河川敷にて環境美化活動を実施。(ジュニアリーダー研修生と佐久市少年センター育成推進協議会理事及び佐久市少年センター補導委員協議会理事)	⑤女性団体、育成会、PTA、シニアクラブ等の公益的団体	・佐久市少年センター育成推進協議会理事	事務局	事業の運営	社会教育部	生涯学習課	青少年係	
10	第18回市民総合文化祭	11月5日(土)と6日(日)に、野沢会館と市民創練センターを会場として実施。佐久市民の制作活動によって生まれる作品を一堂に展示し、広く公開することにより、市民の芸術意欲の振興と明るく人間性豊かな人づくりに貢献することを目的とする。(来場者数:884名)	⑦市民	佐久市民総合文化祭運営委員会	事務局	事業の企画・運営	社会教育部	生涯学習課	公民館係	
11	第18回佐久市短詩型文学祭	1月28日(土)に市民創練センターにて開催。新型コロナウイルス感染症対策のため、1日開催から半日開催に変更して開催した。作品投稿者:一般104人・児童生徒749人、作品数:一般373点・児童生徒815点)	⑦市民	短詩型文学祭運営委員会	事務局	事業の企画・運営	社会教育部	生涯学習課	公民館係	

【事業協力】

番号	事業名	事業内容	協働のパートナー		具体的な役割分担		担当部	担当課	担当係	備考
			区分	団体等の名称	市の役割	パートナーの役割				
1	国際交流ボランティア	文化が異なる人々との交流を通じ相互理解を深め、地域の国際化を促進するためのボランティア活動を行う。	②ボランティア団体・市民団体	国際交流ボランティア	事務局、事業のPR	通訳・翻訳、ホームステイ受け入れ、事業運営を補助	企画部	移住交流推進課	交流推進係	
2	佐久市姉妹都市・友好都市親善協会	姉妹都市・友好都市との親善を助長し、市民文化の向上と民間交流を推進する。	②ボランティア団体・市民団体	佐久市姉妹都市・友好都市親善協会	事務局	事業を企画・運営	企画部	移住交流推進課	交流推進係	
3	森林セラピー	森林環境を利用して心身の健康維持・増進、疾病の予防を目指す。	②ボランティア団体・市民団体	佐久市森林セラピー森の案内人の会(様会)	事務局・事業の運営・企画・PR	事業の企画・運営	市民健康部	健康づくり推進課	保健医療政策係	
4	健康長寿足育サポート事業	「足」に着目した健康づくり「足育」によって、生涯に渡る健康づくりの推進を図る。	⑧企業	足育推進協議会等に参加する企業等	事業の企画・実施	事業の実施	市民健康部	健康づくり推進課	保健医療政策係	
5	市内一斉清掃	地域住民のボランティアにより、道路・水路等の清掃を実施する。	④自治会等の地縁型団体	自治会(123団体)	事業の企画・運営、ごみの受入・処分	各自治会内の住民への周知、清掃後のごみの運搬	環境部	生活環境課	環境衛生係	
6	災害時住民支え合いマップ作成	災害発生時の避難等に際して援助を必要とする人が地域のどこに居住しているかを明記したマップを作成し、有事の際に備える。	④自治会等の地縁型団体	各自治会	情報提供、指導・助言	マップの作成	福祉部	福祉課	地域福祉係	
7	個別避難計画作成及び避難支援	災害発生時に避難支援が必要な方ごとに個別避難計画を作成し、計画に沿った避難支援を行うことで、いざという時の行動につなげる。	④自治会等の地縁型団体	各自治会	情報提供、指導・助言	個別避難計画の作成及び有事の際の避難支援	福祉部	福祉課	地域福祉係	
8	オールマイティ1年生事業	全国の小学1年生を対象に、市内のファミリー型の体験学習施設や文化施設、観光交流施設等を、年間を通して無料で利用できる「オールマイティパス」を交付し、知的好奇心や探求心が芽生えた小学1年生の「学び」や「やる気」、「気づき」を育み、物心両面から子育て家庭を応援する事業。	⑧企業	協賛店舗 スハリゾートのぞみサンピア・信州佐久春日温泉自然体感リゾートかすがの森・コス佐久平東店・道の駅ほっとばーく浅科レストランあさしな亭・レストランラン・佐久一萬里温泉ホテル・くつろぎイタリアンのBuono・あつぷるグリム佐久店・中華照龍・中国料理桃花・麺や天鳳・佐久平プラザ21・ちやたまや・藤蔵屋・焼肉ハウス田園・ハンと喫茶tinoティノ・イングリッシュガーデン&カフェレストラン風の丘しいある・ふじた食堂・喜月堂・マスカスホーツ佐久平店・井上寅雄農園・カフェレストラン マロニエ・ほのBuonoのタルト屋さんBambina・Climbing Gym SORANI	事業を企画・運営	運営を補助	福祉部	子育て支援課	子育て支援係	
9	介護予防指導者養成事業(お達者応援団育成塾)	介護予防活動を率先して行うことのできる人材を育成し、地域におけるネットワークづくりや自発的な活動が実施される基盤づくりのため、介護予防の実践に関係した運動や栄養などの講座を開催する	④自治会等の地縁型団体	区長会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、佐久市市民活動サポートセンター、市民	人材育成	地域での介護予防居場所づくり	福祉部	高齢者福祉課	高齢者支援係	
10	認知症サポーター養成事業	地域や職域において、認知症サポーターを養成し、認知症の人や家族を支援する地域づくりを推進する	⑦市民	区長会、民生児童委員会、小学校、中学校、市民	人材育成	地域での見守り啓発活動	福祉部	高齢者福祉課	高齢者支援係	

【事業協力】

番号	事業名	事業内容	協働のパートナー		具体的な役割分担		担当部	担当課	担当係	備考
			区分	団体等の名称	市の役割	パートナーの役割				
11	各種清掃事業 (道路、水路、河川等)	地域の道路・水路・河川等の清掃を各地区で行う。	④自治会等の 地縁型団体	自治会等	・廃棄物の処理	・草刈り ・泥上げ ・ゴミ拾い	建設部	土木課	管理係	
12	除融雪事業 (市道・歩道)	除雪、融雪剤散布指定路線以外の生活道路や歩道の除雪、融雪剤散布作業の実施。	⑦市民	市民	・除雪マニュアル作成 ・融雪剤配布 ・除雪指定路線内の除雪	・除雪指定路線以外の生活道路、歩道の除雪	建設部	土木課	管理係 維持第1係 維持第2係	
13	中込地区まちなか再生 支援業務	中込地区における、銀座グリーンモールの公共空間で冬の平日昼間、週末夕方から夜の公共空間活用の可能性検証として社会実験を実施した。	⑦市民	デザインミーティングなごみ ※社会実験実施に際し市民で任意組織を構成	・社会実験実施の周知 ・社会実験準備 ・アンケート実施 ・公共空間活用方法の検討など	・社会実験準備 ・公共空間活用方法の検討など	建設部	都市計画課	まちづくり 推進係	社会実験においては、中込商店会、佐久商工会議所、にもご協力いただいている。
14	ジュニアリーダー研修	令和4年9月10日市民創錬センターにてSDGs研修を実施	①NPO法人	特定非営利活動法人長野県NPOセンター	事務局	事業の運営	社会教育部	生涯学習課	青少年係	
15	環境浄化活動	令和4年10月1日中込地区の千曲川河川敷にて環境美化活動を実施。(ジュニアリーダー研修生と佐久市少年センター育成推進協議会理事及び佐久市少年センター補導委員協議会理事、長野県青少年サポーター会員)	⑤女性団体、 育成会、PTA、 シニアクラブ等の 公益的団体	・佐久市少年センター補導 委員協議会理事	事務局	事業の運営	社会教育部	生涯学習課	青少年係	
16	生涯学習リーダーバンク	市民の多様な生涯学習を支援するため、地域に在住する指導者及び専門分野の知識を有する方を登録し、市のHPへ分野別に登載するなどにより情報を提供し、生涯学習の推進を図る。	⑦市民	個人またはグループや サークル【42分野131件】	登録、情報提供	市民からの要請により、自己の知識・ 技術・技能や経験を 活かした指導をする	社会教育部	生涯学習課	青少年係	
17	補導活動事業	青少年が集まりやすい場所を重点的に巡回して、不良行為少年などを早期に発見し、適切な注意や声かけをすることにより、少年の非行化を未然に防止し、健やかな成長を支援していく。	⑦市民	佐久市少年センター補導 委員協議会	事務局	事業を実施	社会教育部	生涯学習課	青少年係	
18	おはなしの会	子どもから大人を対象にした絵本・紙芝居などの読み聞かせ (年間12回実施)	②ボランティア 団体・市民団 体	ぼっけおはなしの会	事務局	事業を実施	社会教育部	中央図書館	図書館係	
19	語りのおもてなし	全年齢を対象に昔話や民話などの語り (年間11回実施)	②ボランティア 団体・市民団 体	あかりの会	事務局	事業を実施	社会教育部	中央図書館	図書館係	
20	ブックブックお話の会	全年齢を対象に絵本・紙芝居などの読み聞かせ (年間10回実施)	②ボランティア 団体・市民団 体	おしゃべりたまごの会	事務局	事業を実施	社会教育部	臼田図書館	図書館係	
21	布子会	布の絵本などを製作 (年間4回実施)	②ボランティア 団体・市民団 体	布子会	事務局	事業を実施	社会教育部	臼田図書館	図書館係	
22	おはなし会	全年齢を対象に絵本・紙芝居などの読み聞かせ (年間6回実施)	②ボランティア 団体・市民団 体	子どもの本の会	事務局	事業を実施	社会教育部	浅科図書館	図書館係	
23	ものがたりふれあい トーク	全年齢を対象に絵本・紙芝居などの読み聞かせ (年間3回実施)	②ボランティア 団体・市民団 体	おはなしの泉	事務局	事業を実施	社会教育部	望月図書館	図書館係	
24	ものがたりふれあい トーク	全年齢を対象にした語り (年間3回実施)	②ボランティア 団体・市民団 体	おはなし玉手箱	事務局	事業を実施	社会教育部	望月図書館	図書館係	

【アダプト制度】

番号	事業名	事業内容	協働のパートナー		具体的な役割分担		担当部	担当課	担当係	備考
			区分	団体等の名称	市の役割	パートナーの役割				
1	アダプトシステム事業 (道路)	身近な道路について、地元の自治体や企業が里親となり、清掃や植栽管理等の担い手となることで、市民と市が協働した環境美化による「まちづくり」に取り組む。 また、市は、必要な道具、材料等を貸与及び支給する。	⑧企業	企業、自治会など14団体	・原材料(現物)の支給 ・清掃用具の貸出 ・周知活動	・草刈り ・花苗の移植及び維持管理	建設部	土木課	管理係	
2	アダプトシステム事業 (佐久平駅前広場)	佐久平駅前広場において、地元の自治体や企業などが里親となり、清掃や植栽管理等の担い手となることで、市民と市が協働した環境美化による「まちづくり」に取り組む。 また、市は、必要な道具、材料等を貸与及び支給する。	⑧企業	企業、市民団体など4団体	・原材料(現物)の支給 ・清掃用具の貸出 ・周知活動	・草刈り ・花苗の移植及び維持管理	建設部	土木課	管理係	
3	佐久市アダプトシステム事業	公共施設である道路や公園・緑地の一定区域を、市民や企業の皆さんが里親になり、清掃や植栽の管理等を愛情をもって面倒を見てもらい、市民と市が協働してまちづくりや環境美化に取り組む。市は、必要な道具、材料等を貸与または支給する。	④自治会等の地縁型団体	自治会、企業、市民団体など 32団体	原材料(現物)の支給、清掃用具の貸出、PR活動	公園の維持管理と緑化活動	建設部	公園緑地課	公園管理係	

★アダプト制度(アダプトシステム)とは★  
「里親制度」とも呼ばれ、地域住民団体などが「里親」として、道路や公園などを「里子」のように愛情を持って面倒を見る(清掃・美化)ため、市と役割分担について協定を結び、必要な支援を受けつつ、継続的な美化活動を実施する制度